

令和2年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和2年11月27日(金)～12月17日(木) (21日間)

2 審議結果

教育委員会関係の議案なし

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
12月9日	岩井 豊太郎 (自 民)	○学校のICT環境を活かす取組みについて ・ICT環境を活かした授業改善について ・授業改善のための教員の指導力向上に向けた取組みについて
	伊藤 正博 (県 民)	○デジタル教育の推進について ・「GIGAスクール構想」の実現に向けた市町村の費用負担軽減について ・県立高校におけるタブレット利用のルールについて ○県立学校におけるエアコンの更新について
12月10日	水野 吉近 (公 明)	○ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランの学校での取組みについて
12月11日	山本 勝敏 (自 民)	○県立多治見工業高等学校のデザイン科のリニューアルについて
	高木 貴行 (県 民)	○教員によるわいせつ行為への対策と対応について ・教員と児童生徒とのSNSを介したやりとりについて ・懲戒処分の公表のあり方について ・採用時の懲戒処分歴の確認について

○学校のICT環境を活かす取組みについて
・ICT環境を活かした授業改善について

教育長答弁

新学習指導要領では、子どもたちが主体的に考え、授業の中で、教員と子どもたち、あるいは子どもたち同士が対話し、意見を伝え合うことにより、考えを深めていく学習が求められています。

例えば小中学校では、子どもたちがICTを活用して調べた内容を共有し、集団で議論する学習を進めることにより、全ての子どもが授業に積極的に参加し、思考を深めることができるのではないかと考えています。高校ではこうしたことに加え、生徒自らがオンラインで地域企業など外部の機関と協働し、新商品の開発や地域活性化策を提案するといった学習などにも活用の幅を広げてまいります。

県教育委員会としましては、一人一台端末をはじめとしたICT環境を最大限活用し、こうした探究型の学習をはじめ、各学校の特色や特性を活かして、デジタル教材による一人一人の状況に応じた授業や、海外の生徒や研究者等との意見交換などの取組みに加え、様々な理由で授業を受けることが困難な子どもたちへの支援を充実させるなど、授業の改善に取り組んでまいります。

○学校のICT環境を活かす取組みについて
・授業改善のための教員の指導力向上に向けた取組みについて

教育長答弁

一人一台端末により、教員と生徒との情報の共有や蓄積が進むことで、個々の生徒に応じた課題の提供や助言等を行うことが基本的な授業スタイルになります。こうした授業を実施するスキルの定着を図るため、全ての教員が自らの指導力を確認しながらレベルに応じた研修に臨めるようにしてまいります。

また、教員には、正解のない課題に対し、生徒が自ら収集した情報を分析し、答えを見出していく力を身に付けさせる指導力が必要となります。このため、高校では、新たにICT教育に精通した企業や大学の専門家と連携し、学校で指導的な役割を担う教員をメンバーとした共同研究の場を設け、実践事例をもとに効果的な手法の検討を通じて指導力の向上を図ります。さらに、その成果を指導指針としてとりまとめ、教員の研修に活かしてまいります。

小中学校の教員についても、こうした取組みを参考に、導入端末の機能を効果的に活用する研修や、授業実践例を示して助言する訪問研修など、市町村と連携して学校現場を支援してまいります。

○デジタル教育の推進について

・「GIGAスクール構想」の実現に向けた市町村の費用負担軽減について

教育長答弁

GIGAスクール構想による国の補助を受けて、県内の小中学校では、今年度末までに、すべての児童生徒に対して一人一台端末の環境が実現することとなります。

一方、各市町村では、この補助の対象外となっている学習支援ソフトや端末の使用に伴う通信費といった維持管理費に加え、後年度の機器の更新をどうしていくかなどが課題となっております。

議員ご指摘の法律の趣旨を踏まえますと、こうした義務教育の水準確保に係る経費については、国において措置を講じていただくことが基本ではないかと考えております。

このため、国に対してはかねてより、学校現場におけるICT環境の整備に必要な財政措置の拡充について、全国知事会において要望されているところです。県教育委員会としましても、関連機器の更新費用に加え、継続的に必要となるデジタル教材などの充実や通信費等に係る財政支援について、引き続き要望してまいります。

○デジタル教育の推進について

・県立高校におけるタブレット利用のルールについて

教育長答弁

県立高校におけるタブレットは、オンライン授業の際、多くの生徒から「スマートフォンで長時間視聴するのは厳しい」との意見があったことも踏まえて配備を進めており、自宅等へ持ち帰り、学校休業時の対応や、課題の提出など通常の家庭学習に活用することも想定しています。さらに、病気等をはじめ、様々な理由で登校が困難な生徒の学習にも活用したいと考えています。

また、貸与にあたっては、学習用のタブレットであることを明確にし、生徒以外の使用禁止や学習活動のみに使用することはもちろん、故意に破損した場合は弁償すること等を明記したルールを定めたところです。さらに貸与の際には、このルールを遵守して利用する旨の誓約書も提出いただくとともに、有害サイトへの接続防止や閲覧履歴を記録するソフトを導入するなど、システム面でも適切に管理する仕組みを整えたところです。

今後は、こうしたルールを守ってタブレットを正しく利用することにより、生徒の情報活用能力の向上を図ってまいります。

○県立学校におけるエアコンの更新について

教育長答弁

現在、県立学校の普通教室は、高等学校で1,154、特別支援学校で542ございます。このうち、本年度末に、耐用年数15年を経過するエアコンのある普通教室は、高等学校で333、特別支援学校で110と、全体の約3割を占めています。

特に、高等学校については、PTA等により設置され、昨年度、県が寄附を受けたエアコンが老朽化しており、一部の学校においては、コロナ禍での換気により冷房効果が十分に発揮されないケースも生じています。

こうした現状を踏まえ、県立学校における感染症対策を徹底するとともに、児童生徒の熱中症等の健康被害を未然に防ぐため、不具合が生じる前に予防保全の観点から更新をしていく必要があり、来年度から計画的に老朽化したエアコンの更新事業に取り組んでまいります。

○水野 吉近 議員（公明 岐阜市）

12月10日（木）

○ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランの学校での取組みについて

教育長答弁

アクションプランでは、感染発生時の初動対応や人権教育の充実、児童生徒の心の不安の早期把握と対応を学校での対策としています。

感染発生時には、ハラスメントの防止にも配慮した適切な初動が重要ですが、当初は、学校に対して、感染者情報や対応の見通し等について多くの問合せがあり、手探りの状態で対応を進めました。このため、県教育委員会では、発生後速やかにハラスメントに関する注意喚起を含めて児童生徒に情報を伝える手順を示し、各学校でもこれを踏まえたマニュアルを作成し、感染拡大やハラスメントの防止に努めています。また、従前の人権教育の取組みに加え、今月の人権週間を中心にコロナ・ハラスメントに関する授業を行っています。さらに心のケアについても、6月の学校再開前から毎月実施している心のアンケート等を通じて、児童生徒の悩みをきめ細かく把握し臨床心理士等の専門家と連携して丁寧支援してまいります。

こうした取組みにより、児童生徒に寄り添いながら、学校や市町村とも連携してハラスメント防止に取り組んでまいります。

○山本 勝敏 議員（自民 多治見市）

12月11日（金）

○県立多治見工業高等学校のデザイン科のリニューアルについて

教育長答弁

高校は、入学する生徒の希望や保護者の期待、さらには、進路先の企業や大

学等の期待に応えることが必要であり、学科のあり方についても、学習内容が、こうした希望や期待に応えることができるかどうかの観点から検討することになります。

多治見工業高校デザイン科は、同校セラミック科の前身である窯業科図案コースに端を発する学科ですが、近年、定員未充足の傾向にあり、卒業後の進路も学科での学びと密接なつながりがあるとはいえない状況にあります。このため、学校では地元業界のニーズも踏まえ、建設や建築の要素を含んだ内容を学ぶことができる学科への改編に加え、関連業界のインターンシップ参加も検討しています。併せて、セラミック科についても、デザインに関する学習内容を組み込むなど、より発展的なカリキュラムを検討しているところです。

今後、学校とも連携を図りながら、建設系の学習要素を含めるという観点から、現在の中学2年生が入学する令和4年度からの新学科移行に向け、デザイン科のあり方について検討してまいります。

○高木 貴行 議員（県民 多治見市）

12月11日（金）

○教員によるわいせつ行為への対策と対応について

・教員と児童生徒とのSNSを介したやりとりについて

教育長答弁

メールやSNSを通じた自校の児童生徒との私的な連絡については、児童生徒との不適切な関係の温床となりうるため、メールアドレス等の個人的な交換や、緊急時以外の連絡を禁止し、やむを得ず連絡を行う場合には必ず管理職の承認を受けることとしています。

しかしながら、本県を含め、児童生徒との私的な連絡からわいせつ行為に至る事例が発生していることに鑑み、臨時の市町村教育長会や校長会を開催し、服務監督の徹底や研修の実施を依頼するとともに、臨時の初任者研修を開催し、SNSの適切な利用を含め、事案に至る背景、要因やその対処法について具体例を用いた研修を実施しました。

また、学校から緊急連絡を行うためのメール配信システムを部活動等の連絡にも利用することや、保護者を介して連絡することなど、学校活動に係る連絡は、教職員が児童生徒のメールアドレス等を直接保有する必要のない方法とするよう徹底を図ったところです。

今後、こうした取組みが適切になされているか定期的に確認し、SNS等の適切な利用を含めコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

○教員によるわいせつ行為への対策と対応について

・懲戒処分の公表のあり方について

教育長答弁

懲戒処分については、公表を原則としつつ、被害者が特定されるおそれがある

るなど被害者の人権に配慮が必要な場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる旨の例外を設けています。

自校の児童生徒が被害を受けた、個人が特定されやすいケースであっても、教員名を伏せるなどして可能な限り事案の公表に努めてきたところですが、中には、被害を受けた児童生徒が心に深い傷を負い、ケアが必要となるケースもあり、事案を公表すること自体が、被害者の人権侵害に繋がりがねない点も考慮する必要があります。

こうした点も踏まえ、ご指摘の事案については、いずれも被害を受けた児童生徒の年齢や置かれている状況等を慎重に検討した結果、被害者保護を最優先に、全部を非公表としたものです。

公表の例外は、他県においても同じように設けられており、本県としても引き続き必要であると考えておりますが、今後も被害を受けた児童生徒に十分配慮しつつ、可能な限り懲戒処分等の公表に努めてまいります。

○教員によるわいせつ行為への対策と対応について

・採用時の懲戒処分歴の確認について

教育長答弁

採用選考時の事実確認を厳格に行うため、今年度実施した採用選考試験より、過去の処分歴や犯罪歴等の有無を申告させ、具体的な内容については面接時に確認し、虚偽申告をした場合には採用取り消しとする仕組みを導入いたしました。

今後は、御指摘のあった、国のツールによる免許失効情報の検索可能な期間が40年に延長されることを踏まえ、同ツールによる懲戒免職歴の確認を長期間にわたり慎重に行うとともに、過去の勤務先への問い合わせ等を通じて処分事由等を確認し、適正な教員採用に努めてまいります。